

## 長野市農業委員会 第 37 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 28 日 (火)  
開始時刻 午後 2 時 30 分 終了時刻 午後 4 時 53 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員  
1 番 善財 良治                      2 番 池田 昌子                      3 番 青木 保  
4 番 曾根 信一                      5 番 田中 章一                      6 番 岡村 豊  
7 番 鈴木 洋一                      8 番 青木 明夫                      9 番 小林 清男  
10 番 村田千代春                      11 番 佐藤 太吉                      12 番 小滝 愛子  
13 番 北村 守                      14 番 中島 清                      15 番 林部 安壽  
16 番 羽田 悟                      17 番 中澤 澄夫                      18 番 関 正和  
19 番 吉原 俊夫                      20 番 松田 光平                      22 番 塚田 厚  
23 番 和田 修                      24 番 北原 幸平                      25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
21 番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 本藤 孝行      主 幹 熊井 孝夫      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 笠井 英明      係 長 大前 健      係 長 曾根 明美  
係 長 倉島 友美      主 査 駒村貴久美  
農業政策課  
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第 335 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 336 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 337 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 338 号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第 339 号 非農地決定について  
報告第 142 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 143 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 144 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第 340 号 令和 4 年度農業委員会事業報告 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日) について  
議案第 341 号 長野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(令和 4 年度～令和 8 年度) 一部見直しについて  
議案第 342 号 農地流動化協力員の役割と活動内容等について

曾根会長代理 天気を見てますと、長野市の桜の開花予想が発表になりました。4月9日という報道がされています。天気予想でも3月、4月、5月と暖かい日が続くという報道がされています。しかし天気はどう変わるか分かりませんので、各農作業に対しまして安全な体制で、身体に気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。

本日は、第37回総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。最初に、農業委員会憲章を拝読します。皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ありがとうございます。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。欠席委員は、21番酒井昌之委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 委員の皆さま、非常にお忙しいところ総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。もうすぐ近くに春がやってまいりまして、暖かい日中になりました。長野市農業委員会は、令和5年3月1日をもって第18期の活動を終了いたします。例年になく活動への障害を乗り越え、大きな足跡を残して活動の幕を閉じます。本当にご苦労さまでございました。そして大変ありがとうございます。令和元年に発生いたしました千曲川堤防の破堤による大水害、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の感染予防と活動の自粛、令和3年に発生いたしました春の凍霜害で打撃を受けた果樹栽培等、50年、100年に1度の経験しかするかしらないかという災害が、わずか私どもの任期の3年間に立て続けに発生いたしました。その対応に、時には翻弄されながらの活動期間でございました。

この間、人口減少、高齢化が進み、現場は農業者の減少、荒廃地の拡大がすごい勢いで進んでおります。そんな環境下にもありながらも、農業委員会は、法人を除く農地の処理や農地事業の最適化を求めて、日々こつこつと活動を積み重ねてまいりました。長野市、約235,000筆の田畑を一筆一筆、毎年、巡回し、遊休荒廃農地は指導と再生人を探す活動。また新規就農者の支援や援助、元気の出る農業経営の支援策を役場から拝聴し、まとめ、行政や関係部門につなぐ。こうした活動が、長野市の中核産業であります農業に息吹を吹き込み続けて、今がありま

す。

活動の一例を申し上げます。私たち農業委員会は、農業委員会法に基づいて、毎年、市長さんに農業意見書を提出しております。毎年、市長さんへの提出の中で、昨年は10月に開催いたしました。当初は、厳しい財政事情の中で渋い顔をされていた市長部局の皆さんでしたが、私たちの真摯な活動と働き掛けを正面に見ていただき、令和5年度の長野市予算案に、農業振興を重点取り組み事項の4本柱としていただき、そのうちの1本に農業を加えていただきました。その裏付けとして、皆さまのテーブルにA3の資料を配っておりますので、ご参考に見てほしいんですけども。令和5年度の予算案の各部門の詳細の内容でございます。細かい部分については、後ほどまたお話があると思いますけども。この中でも、例えば認定農業者が重宝しております農業機械化補助金の、大幅な規模拡大が実現をいたしました。ワインぶどう産地形成事業の支援が新設されました。長野市産の農産物のトップセールスの加速等、農家の元気の出るメニューです。こんな形で、荻原新市長にあらためて感謝の意をお伝えしたいというふうに思っています。

さて、本日の総会は農地法、農振法をはじめとする案件が多数ございます。総会後のイベントを見据え、効率的かつ慎重なるご審議をお願い申し上げます。結びに、委員の皆さま。退任後も農業を愛し、農地を愛し、地域を大切にしていきたいと思っております。ご縁がありましたら、また農業委員会関係の活動に力を与えてください。よろしく願いいたします。あらためて、3年間ご苦労さまでございました。そしてありがとうございます。以上でご挨拶いたします。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。続きまして、本藤事務局長よりご挨拶をお願いします。

本藤事務局長 事務局の本藤でございます。よろしく願いいたします。18期長野市農業委員会、最後の総会となりますがよろしく願いいたします。私からは、令和5年3月市議会定例会の関係でございます。先週22日に開会いたしまして、明日からは一般質問ということでございます。私からは、議案として提出されております令和5年度一般会計予算について、本日お配りさせていただきましたA3縦書きの資料で説明させていただきたいと思っております。こちらの資料につきましては、農林業関係の一般会計予算を抜粋したものでございます。時間の都合で1点だけお願いいたします。会長のお話とちょっと重複いたしますけれど、5番目の事業名、農業機械化補助金につきましては、10月に農政懇談会で意見の一つとして提出いたしました、遊休農地

の発生防止、解消について、農業委員会から補助金制度の拡充と予算確保についてお願いしているところでございますが、今年度と比較いたしまして、令和5年度につきましては、約1.9倍の3,693万3,000円の予算が計上されております。これはひとえに18期の農業委員、推進委員の皆さまの意見が反映された結果となっておりますので、ご報告をさせていただきます。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 長 それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただければと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号2番、池田昌子委員、議席番号4番、曾根信一委員。それぞれの委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議案案件の中に当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。いかがですか。事前に事務局ではチェックしていますけども。特にございませんね。

【該当者なし】

議長 長 それでは、ないということで確認をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局、熊井です。初めに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りいたしました資料及び皆さまに事前にお届けしご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧表のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。なお、農地法等議案の訂正につきましては地区調査会におきまして説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきますが、よろしく申し上げます。以上です。

議長 長 本日は、農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、議案及び審議の流れについて説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは、農家創設法人の参入案件につきましてご説明させていただきます。説明は座ったままで失礼します。本件につきましては法人の農家創設となりますので、次第にはございませ

んが、法人の関係者からの事情聴取を事前に行うものでございます。本冊農地法等議案第 335 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、1 ページから 3 ページの番号 1、一般社団法人●●。資料としては、別冊の 2、営農計画書と別冊の 3、営農型太陽光発電の設置と地区調査会のほうの資料でございます。当法人につきましては、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に出席して営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会にもお越しいただきまして、営農計画の説明をお聞きするという事で来ていただいております。

ここで審議の流れについて説明をいたします。まず関係地区調査会長から調査結果等のご報告をお願いします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席していただくから通常の審議を行ってまいります。流れにつきましては以上でございます。

それでは続きまして、法人から聞き取りを行う前に、別冊 3、北部の地区調査会の資料を基に、若干、事務局より事前にご説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

大 前 係 長

事務局の大前です。5 条番号 1 について、こちらが 1,000 キロワットを超える大型の営農型太陽光発電施設設置の案件ということです。本日、地区調査会での意見も受けまして、別冊 3 としてお手元に資料をお配りさせていただいております。この後、入室していただいて、説明もごございます法人農家創設と関連がございますことから、概要の説明を初めにさせていただきたいと思っております。それでは着座にて失礼いたします。

別冊 3 のほうをご覧くださいと思います。2 ページの位置図をご覧くださいと思います。場所が北部スポーツ・レクリエーションパークの西 300 メートルほどの位置でございます。農振農用地における営農型太陽光発電施設を継続して設置するための、一時転用申請の案件でございます。申請者は、長野市田中で農業を行う見込みとなっております、一般社団法人●●の発電事業を請け負う合同会社で、31 筆の農地を賃貸借して営農型太陽光発電施設の設置を行う見込みでございます。下部農地では、3 ページをご覧くださいと思いますけれども。3 ページにございますとおり、ワラビ、ミョウガ、花き類、ギボウシ、クリスマスローズ、ヒューケラといったものですが、そういった作目の栽培が行われる見込みです。4 ページ、

5 ページは事業と設置の概要となっております。パネル下部農地で栽培する作目は、半陰生あるいは陰生植物であること。また営農するための空間が確保されていること。周辺農地に支障を及ぼす恐れがないこと。また緩やかな傾斜地であるが、雨水流出抑制策として浸透設備を設置することなどを、事前に確認しております。概要は以上となります。よろしくお願いたします。

議

長 　ただ今、事務局から、議案及び審議の流れについてと、本日、追加資料として北部地区調査会以外の皆さまがたに、別冊3の農地法議案5条ナンバー1の資料についての概略について、事務局から説明がありました。この案件につきましては、既に北部地区調査会で事前検討されております。まず、北部地区調査会長から、一般社団法人●●の、営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料は農地法議案第335号の1ページから3ページですけれども、別冊2、別冊3が関係資料となりますので、よろしくお願いたします。それでは、北部地区調査会長から検討結果等の報告を含めてお願いたします。

関 地区調査会長

　北部地区調査会の関です。ただ今、事務局のほうから説明がありました。今日お手元に説明の資料が届いてるかと思います。調査会でも分厚い資料を当日、内容、それから法人の参入者の申請者から営農計画等、資料に基づきまして説明をいただいたところ。農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電の設備を設置するという農地一時転用許可の案件であります。お手元の資料を見てお分かりのとおり非常に大きな事業であります。それでいろいろ調査会のほうで申請人から説明を受けた中で、それに対して、主には下部の農地の農作物の収穫量と生産性に関わる意見が多く出されました。これにつきましては、法人からも膨大な資料を用意してきておまして、適しているという説明があったわけでございます。これらの点とそれから、申し上げましたとおり設備が非常に大きいということで、設置、構造の関係につきまして質問が出たわけですけれども、営農型発電設備をどのような場合に撤去しなきゃいけないかっていうのが、一つあるんです。というのは、万が一、営農を行わない場合につきましては、撤去するように許可権者から指導があるということです。これにつきましては非常に地権者が大勢でありまして。これらをもしそういうふうになった場合には、どういうふうに收拾するのかということが心配だったという点がありました。これらについて質問したりしたけども、今日また説明があるかと思います。

それからもう1点、非常に大きな事業ですので、総事業費と

いいですか、これが非常に、2億9,000万の額になっております。これらについても、資金繰りといいですか、これらについて、確保できるのかどうかという点につきまして質問、意見といいですかしたんです。法人のほうからは、持ち帰って検討して返事をするというようなものがありますので、それらについてはまた事務局のほうから説明をもらうようにしたいと思います。どちらにしても、きょう北部地区調査会のところだけで判断といいですか、非常に大きな案件でございますので、きょう総会のところでまた申請人から説明を受けて、それに対して委員の皆さまからご意見をいただきながらご判断いただくという形というふうに、判断をしているところでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは法人から聞き取りを行います。一般社団法人●●の関係者の皆さま、入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 ご苦労さまです。取りあえずご着席ください。本日はご苦労さまです。長野市農業委員会の会長の青木でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきます。お忙しいところご足労いただきまして、ありがとうございます。それでは早速聞き取り調査を始めていきたく思いますので、よろしく申し上げます。時間にも限りございますので、ご配慮いただければありがたいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは早速ですけども、自己紹介をしていただいた後に、一般社団法人●●の営農計画等の説明をお願いいたします。それでは説明のほう、自己紹介含めて始めていただければ結構かと思っております。

法 人 担 当 者 どうもありがとうございます。私、●●の代表を務めております●●と申します。よろしく申し上げます。

議 長 着座で結構ですよ。

法 人 担 当 者 すいません。では失礼させていただきます。だいぶあがっております。申し訳ございません。用意した文章を読ませていただきます。この場にお呼びいただき本当にありがとうございます。私どもの描く里おこし実現の一步をようやく踏み出せるというふうな気持ちで、ここに参りました。やりたいことはソーラーシェアリングでございます。これが実は一步目です。この一步目なくして里おこしは実現できない。そう考えているから重要な一步なのです。私どもが考えている事業をご紹介したいと思っております。それにより、実現したい一步目をお分かりいただけるのではないかと考えております。

田中でも少子高齢化が進んでおります。この春先チェーンソーの音が響き渡ります。リンゴの木が切られていくわけです。あの家はリンゴ作りをやめた。こういうことです。親は子どもに学歴を付け、収入のある職に就きたい。田畑では収入は少ない。子の未来を思えば他の職業に就いたほうがいい。そのため、田中を離れてもやむを得ない。これは手をこまねいていられない地域衰退の状況です。では、地域とその発展の可能性はないのだろうかと考えてみました。里山資本主義というNHK出版の本を読みました。四国や中国の山間地で林業は衰退となる。その中で里山を基本として、資源として見て、山林地域に収入をもたらす方策はないのだろうかということで、実践が繰り返された。その報告でもありました。同様にして、田中の里を見直そうと考えました。そういう資源が一体ないだろうか。

丘陵地帯でございます。穏やかな丘が続いております。長野盆地がこの丘陵地帯の向こう側に見ることができます。そして須坂、それから小布施と見渡すことができます。その先に志賀高原が見上げられるというふうな、とても風光明媚な地域でございます。それから北国街道があります。旧北国街道。従って、そういう所に史跡があるわけですね。名所、旧跡があります。それから、ここに市の観光課が設定している三登山トレッキングコースっていうのございまして、私ども田中桜公園っていうのをやっております。そこもトレッキングコースの一つです。

そして東のほうですね。三オスポーツ公園があります。それから東長野病院、清泉女学院大学、昭和の森公園。そこに若槻大通りがこう走っております。この若槻大通り、2年ほど前に中野インターチェンジから15分で行くことができるようになっております。これは、言ってみれば長野市北の玄関口というふうな地域にもなっています。南にはですね。ずっと南のほうです。この清泉が書いてあるその向こう側は、若槻の地域、浅川の扇状地が広がっております。この地域には3万人の人口が暮らしておられるわけです。若槻地域だけで18,000人ぐらいかたがたが暮らしておられます。そしてこのところに農地が広がっている。田子、吉とずっと広がっているわけですね。これはやっぱり資源でしょう。こういうことの中で何が発想できるかっていうことを考えたわけです。私どもは若槻の安全安心、地産地消の新鮮な食料提供ができる地域。若槻の胃袋となる地域、胃袋を満たす地域となることができると考えたわけです。時は今、長寿で健康で元気な高齢化社会の実現ということになっております。野山、医療、スポーツ施設。これ結べば、元気、体力、健康をつくり出す里となりうるのではないでしょ



うか。そういうプログラムが組めるのではないのでしょうか。この風景、都会のかたがたにとっては魅力があるものではないのでしょうか。新鮮な農産物も買入れることができ、温泉もありますので温泉浴ができる。森林があるので森林浴ができる。農村風景ですから、ここでもって癒やしも得られる。これは資源でしょう。というわけです。

ただ、その資源を生かすにも必要なものがなければいけません。生かせるもの。それが道の駅的な多機能施設と考えたわけです。この施設を造ることで、農地がこの地域の中で生かされる。そしてその施設が要となる。その要をつくる推進力として、お金が必要なんです。ソーラーシェアリングの上のパネルがつくり出す発電収入を、その推進のエネルギーにしたい。つまり里おこしに必要な第1歩目として、この営農型発電によるソーラーシェアリング事業の実現をぜひとも行いたい。そして第2歩目に踏み出して行って、地域の再生をつくりたい。これが私どもの構想でございます。そういうことの中でもってこれを考えてるんだということを、ご理解いただければというふうに思っただけです。以上です。

議

長 他のメンバーの方はいいですか。説明はこれでいいですか。他のメンバーの方はいいですか。ただ今、一般社団法人●●の営農計画として説明をいただきました。これより質疑応答に入らせていただきます。ご意見、ご質問ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは●●さん、いいですか。

法人担当者  
議

はい。ありがとうございます。

長 私から質問をさせていただきます。私はこの資料を頂きまして、●●が地域を非常に愛して、先祖から伝わってきた農地を何とか有効に使いながら、次の地域おこしのきっかけにしたいという気持ちは十分分かります。そのために立ち上がったということも理解できるんですけども。この資料を見る限り、この事業をやろうというスタートポイントから既に8年ぐらいたってますよね。

法人担当者  
議

そうですね。

長 資料を見ますとね。冒頭の趣旨説明では、若槻の田中地区の総力事業として取り組んでいきたいという記載がされてるんですけども。組織とか住民のかたがたは、当初の事業に対する、やろうという熱量が、8年たってどの程度、維持しているのかなということもちょっと気にはなっているんです。若干、私も知り合いがおるもんで、声も聞こえてくるんで。それで、この事業そのものが地域の中に地に着いたものになっているのか

どうか、若干、心配な点がある。幹部だけで先走りの事業になってないだろうかということの、やっぱり心配はちょっとします。その点の会長さんとしてのお考えをまず一つ聞きたい。

それから2番目ですけども。これ太陽光発電ですよ。これについては当然、具体的には株式会社●●さんという会社さんを活用しての事業となるんですけども。いわゆる営農型というふううたってますけども、どちらかいうと太陽光発電のほうに圧倒的にエネルギーが行っちゃって、これから、いろいろ上にも書いてありますけども、果たしてこの書いたデザインのとおりに進むのかどうかというの、非常にやっぱり心配します。どちらかいうと、結果的には営農発電だけが先行しちゃって、農業のほうがついていけないというようなことで、本来の営農型発電そのものが成り立っていかないのではないのかというのが、私なりにこの書類を見て感じたわけです。

正直言って、これ長野県下でもそんなにこういった事例っていうのはまだ、私も約6年ほどずっと勉強させてもらってますけど、あまりこういった事例出てないですよ。あくまでも業者が太陽光発電と、それから営農型ということで、一体型でやるんですけども。ちょっと今回の場合違うんですね。その点が果たして事業として成り立つのかどうかというのが、私なりに心配といいますか、気になってるところであります。万が一これ発電事業のほう、例えば発電事業ばかりどんどん行っちゃったら、これ当然、法律的には是正措置求められるわけです。万が一、それで是正するための覚悟をお持ちになって、これに対する取り組みをされる覚悟があるかどうかということも確認をさせていただきたいと思います。非常に取り組みとしてはユニークなんですけども。果たしてこれが本当に現実的なパターンで成功すれば、確かにあちらこちらでそういった意向というのが出てくると思う。この辺を非常に、まだ私なりに理解をしてないところがある。その辺、何かコメントございましたらお願いします。

法人担当者　　お願いいたします。まず第1点目なんですけども。私が区長の時に提案を申し上げたことございまして、臨時総会を開いて、そして里山づくりと里おこしを進めていくというふうなことです。里山づくりというのは、先ほどご覧になった桜公園を造ったということだけではなくて、実はその数年前に下諏訪町での土砂災害、山崩れがございました。それで県の林務部に、学習会をしたいので来てもらえないかというふうなことでお願いして、出前講座を開いてもらいました。その場所で知りたかった、一体その下諏訪町でなぜそういうことが起きたのかと

いうこの一つの大きな起因に、山の手入れが行き届かない、山に関心が持たない、そういう状況になっているということをお聞きしました。やっぱり里山というのは、ちゃんと手を入れて間伐を行わなきゃいけない。細い木がいっぱい林立しているようでは、根っこが育たなくて山を保つことができない。だからちゃんと間伐をしなければいけないし。できれば広葉樹と針葉樹と混交林みたいなものもいいんだというふうなことを、ご説明いただきました。

それで、じゃあ里山事業として間伐事業を行おうというようなことをやってまいりました。25ヘクタールぐらいなんですけれども。地権者を探すと数十人関わっておられまして。中には京都におられる方もいまして、長野市内にも何人もおられるというふうなことで、地元のかたがたが半分ぐらいなんですけど。そのかたがたに連絡を取り、来ていただいて、県と協定書を結ぶというふうなことを締結できまして、その翌年に進みました。

一方で、やっぱり私、田畑の駆除をやっているときに農家の方から言われまして。タヌキが出るんで、やぶがぼうぼうになってる所にタヌキが住んでるっていう話を聞きまして、行きましたら、やっぱり背丈以上の草が生えて灌木が生えている。そしてトタン屋根の小屋がつぶれたままになっておりました。地権者に聞きますと、貸していた土地なんだと。だもんだから借り手を探しまして、話をして。そして地権者とも協議をして、そしてそれを取り除くということをやりました。でもやっぱり見回すと、そういう農地がだいぶあるんですね。これはいけないっていうふうなことで、やっぱり里おこしっていうふうなことを考えなきゃいけないだろうと。そういうふうになったところでございます。

それで、私ども確かにこの事業というのは、おっしゃられたとおりでございまして。10年も前に発想して、それから2年後に、どんどん実践的なことを積み重ねていこうというふうなことで言ったんですけども、なかなかやっぱり難しい面がございました。というのは、荒廃農地がいくつか占めていたんですけども。そこに、私どもがやっぱり3条申請とかっていうふうなことの中で、申請とかっていろんなことがあって、それについて経産省のほうで説明もしないといけないし。それから銀行との交渉もしないといけない。中部電力との交渉もしないといけない。というふうなことが重なる中で時間がたってしまう。信金さんは一時融資をしてくれると確約してくれたんですけども。年度内に行われなかったからそれは没になった。

というふうなことも含めながら、地元の人たちはやっぱり心配されていて。気にかけてくれていて。実現できるのかと。ただ、それで前に私どもの地域では、北部新都心開発っていうのが、昔、構想されたことがあったようです。そこに大学を、学園都市的なものをつくり上げて発展させるという構想で、地元の人たちはとても喜んだんだそうです。でもその構想がおじゃんになってしまったっていうことで、がっかりしていて。そしてその意味では、私どものほうもそうなっちゃうんじゃないのかなという心配をかけてきたというようなところでございますが。

ただその里山づくりの中で、私ども桜公園を発想したんです。なぜかっていうと、何しろ地元の人たち里山に関心を持ってもらう。そのためには何かやっぱり山に語り掛けるような一歩になる、入り口となるようなものをつくりたいというふうなことで、桜公園を造ろうじゃないかというふうなことで。農地の提供もさせていただいて。それから構想を紙にして送りましたら苗木をいただくことができました。みんなで食事をしたんですね。大体子どもも合わせて100名ぐらい集まって。それをやりました。そしてその後も桜祭りっていうのを開いております。そこにはやっぱり数十名のかたがたが必ず参加されます。この人たちが実は私どもの、この事業にも非常に協力してくれているかたがたなんです。今年、一応、申請書が出来上がったということで区長さんにも話をして。そして、そのご案内を回覧板で回してもらったんですけども。大変、苦勞されたんだねというふうなことでねぎらいの言葉と、もう一歩だから頑張っってねっていう言葉をいただいております。

議 長 お気持ちについては非常によく、気迫については理解をすることができました。ありがとうございます。私以外、皆さんがたご質問いかがでしょうか。北村委員。

北村地区調査会長 2点、内容を理解したいと思うんですが。教えていただきたいんですが。これ地図がありますけども。これは5条の1番の地図が2ページですか。これ、点々描いたやつが3条の1番ですかね。そういうことですかね。

法人担当者 もう一度。

北村地区調査会長 地図の点々って点が打っている農地がありますよね。これが3条の、今回の議案の1番っていうことですかね。

法人担当者 そうです。3条の1番。

北村地区調査会長 の土地ですね。

法人担当者 3条、そうですね。

北村地区調査会長 塗ってる所が5条っていうことですかね。

法人担当者 そうです。ソーラーシェアリングの部分。

北村地区調査会長 そうですか。議案が、3条の1番が、面積が21,291㎡なんですけど。5条が1万、ほぼ同じぐらいなんだけどこの地図と合わないんだけど、どういうことなのかなと思って。

法人担当者 すいません。3条は農業用ということと、ソーラーシェアリング用の農地というようなことで、それがソーラーシェアリングをしない農地と合わせたのが、その数字になります。そして、その全体からこの農業だけの所を抜いたものが19,000という、そういう数字になります。

北村地区調査会長 21,000は全部ってということですかね。

法人担当者 そうということですね。

北村地区調査会長 そっから転用。この差が純粋な農地っていう？

法人担当者 そうです。

北村地区調査会長 そうということですか。それは分かりました。それと。もう1点だけですけど。先ほどどなたでしたっけね、太陽光の投資額2億9,000万っていう、ありまして。これは農地法とは関係ないんで、恐らく資金計画出されてないと思うんですけど。これは2億9,000万の投資で、営農型太陽光で十分ペイするというふうに見てるってことですか。

法人担当者 そうですね。

北村地区調査会長 これは借入れですか。

法人担当者 借入れです。

北村地区調査会長 全額借り入れて？

法人担当者 はい。

北村地区調査会長 今の売電の単価でも、収支分かりませんが、20年間なら十分ペイするってことですか。

法人担当者 そうです。私どものほうではそういうふうな、32円1キロワットというふうなことで。

北村地区調査会長 そうですか。

法人担当者 32円1キロワットというふうなことで、ペイできるというふうに考えております。

北村地区調査会長 32円？

法人担当者 32円です。

北村地区調査会長 今32円も、もらえるんですけど。ちょっと僕、分かんない。

法人担当者 今は17円ぐらいですかね。

北村地区調査会長 そうでしょ。32円って何なんですか。

法人担当者 これは私どもが設定したときのことでございます。

北村地区調査会長 昔でしょ。

法人担当者 そうです。

北村地区調査会長　だから今の売電価格でも十分、太陽光やれるっていうことですか。

法人担当者　そうですね。

北村地区調査会長　2億9,000万の借入れで。そういうことですね。施設費が下がっているってことですかね。

法人担当者　17年っていうふうになってるのは、設備費が下がってるというふうなことを計算して、経産省さんは計算しているという話なんですけども。実際には借入れをするというふうなことやなんかを考えると、どうなんでしょうか。今、残念なことに円安等のことがあります。あるいは物価高というようなことがかかっておりまして。そういう意味では厳しいというふうなことは感じます。

北村地区調査会長　会長のさっきの2番目のお話も、そこ心配してるような気はしたもんですからね。事業としての確立ですよ。というところがどうなのかなというふうに感じたのと。これ栽培はあれでやるんですよ。●●ですよ。

法人担当者　そうです。

北村地区調査会長　売電は合同会社と。

法人担当者　合同会社です。

北村地区調査会長　そしてこの生産の内容を見ると、3にあるんですけども、特に大きいのは山菜のポット苗ですね。それから花の苗ですね。これが3年後ですけども、一番大きいんですけど。これは根拠、大丈夫でしょうか。以上です。

議　長　よろしいですか。回答あるかな。

北村地区調査会長　ごめん。4ページだ。4ページの3の経営内容ですね。大きいのが886万と1,000万ってあるんですけども。

議　長　別冊2のあれですよ。

北村地区調査会長　農家創設のほう。

法人担当者　別紙2ですね。

議　長　別冊2ですね。分かりました。ここの根拠というか、ここが一応、重要になるところなので。お話しいただけると。

法人担当者　ワラビのことについて見ていただきたいんですが。ワラビをそのまま生の販売っていうのは、やっぱりどうしても難しいというふうなこともございますので。保存もありますので、長期的に使えるようにというふうな、塩漬けパックっていうふうなものを考えております。それから私ども山形のほうから、現地も見て学んできまして、栽培して苗を作っていくという段階なんですけども、バット苗栽培、育苗バットというやり方を使わせてもらおうんですが。これをするると安くワラビの苗が生産できるんですよ。だもんですから、それを普及して、そういう場所

の場合にワラビをどうですかっていう、そういうふうなことで広めたいと。実にワラビといっても、長野県で使われているワラビの9割がたは外国産ワラビですよ。実際にはそうなので。私どもはやっぱり、長野県産のワラビというふうなところを普及していくというような意味合いも含めて。そういうバット栽培、バット生産、ポット苗栽培というふうなことの普及しているということも、その中に入っているということでございます。そういうようなことによる収入ということなんかも、非常に考えてるわけです。

北村地区調査会長  
法人担当者  
議

ありがとうございます。

ありがとうございます。

他ございますか。あと、ちょっといいですか。今日お配りいただいた別冊の3の中の22ページ。これは一応、県のほうの許可条件に記載されている内容ですよ。これ見ると、(3)に手書きで融資関心表明書というふうに書いてあるんですけど。資料が出資関心表明書になってますよね。

法人担当者  
議  
法人担当者  
議

すみません。

これ、どっちが正しいんですか。

出資関心表明書のほうです。これが正しいんです。

ということは、この1の58の(3)の融資関心表明書というのは過ちなんですね。

法人担当者  
議  
法人担当者  
議  
法人担当者  
議  
法人担当者  
議

そうです。

そういうことですね。これ、じゃあ訂正をして。

すみません、よろしく願いいたします。

これがなければ・・・。

すみません。これサンプルということで。

これサンプルね。

記入されたものらしいんですが。

これがなければ許可が下りないという、そういう認識はお持ちなんですね。

法人担当者  
議  
法人担当者  
議

そのとおりなんです。正式に出したものが出資関心表明書で。

今、添付されてる資料が一応、正式な書類ということですね。

そのとおりです。

他いかがですか。●●さん、私もネットでいろいろ見たんですけどね。太陽光発電は確かに全国的にも展開し、なおかつ長野県でも塩尻市に長野支店を構えておられるというふうにホームページに載っていましたが。ただ、なかなか県下でまだこういったパターンというのがほとんど出てないんで。本当にいろいろな障害が、これからどんどん出てくるんじゃないか

なというふうに、あくまでも私の一人心配でございますけど。  
法人担当者 ありがとうございます。ご心配いただいて申し訳ありません。その点でちょっと助かっているというのが、荒廃農地についての、去年の3月15日に農林水産省からの書類が出まして、10年申請っていうことと、8割は荒廃農地の場合は難しいというふうなことで、それが取れたというふうなことでございまして。私どもとしても、やっぱり実際のところ8割があればちょっとっていう。実は、それまでずっとそのことでもっていろいろ苦慮して。そして地元の若い人たちに認定農業者になっていただくということも考えて、いろいろ働き掛けて話をしたりっていうふうなこともありまして。いろいろ苦労してきたんですけれども、去年のそういうふうな方向を出していただいたおかげで、私どももじゃあ頑張ってやれるなっていうふうに思っております。

そして実はもう少しいろいろな、初めの構想ではいろいろな作物を作りたいと思っていました。というのは、道の駅の前に直売所を設けたいと思っております。そこでいろんな、やっぱり農産物を売っていきたいというふうなこと。その中で私どももノウハウ、直売所の経営とか、それから道の駅の経営の前段となる経営ノウハウを積み重ねていきたいというふうに思っております。またそういう中で、地域の農家のかたがたや、市民菜園のかたがたもだいぶおられるんですね。農家のかたがたなんか、若槻大通りに近い所なんですけれども。そういう所で農家のかたがたが、農業やらない方がそういうかたがたにお貸ししているというふうなこともございまして。そういうかたがたにも呼び掛けてですね。そして直売所を盛り上げていって、道の駅へ行く仲間を大きく増やしていきたいと。こう考えているのです。

議 長 分かりました。時間も限られていますので。他いいですか。  
北村地区調査会長 すいません。

議 長 はい、北村委員。  
北村地区調査会長 すいません。別紙3のほうの中の9ページ、10ページを見ていただいて。ここら辺、説明がなかったんですが。30センチの深さで50センチの幅で、ここに水をためて浸透させるってことですよ。

法人担当者 そうです。  
北村地区調査会長 それがこの10ページのほうに書かれているんですが。一応、87.1ミリと書いてあるんですけど。台風19号のときは、この地域だと、1日はなかったんですけど、187ミリぐらい降ってるんですよ。そういうふうなことで、それでもこれ対応



できるんでしょうかね。今の雨の量っていうのは相当、昔とは違ってきてるので、そこら辺は心配なんですけど、そこら辺の説明をお願いします。

法人担当者 この係数は1時間あたりに飲むことができる量なんです。私もこの地域のところを●●さんをお願いをしまして、どういうふうな飽和浸透水の量が、係数があるのかというふうなことを調べました。最低の数値がその数値になるんです。ですから、他の所はもっと水を浸透させることができるという場所で。一番低い数値のものをここに持ってまいりまして、それを基準として設定を考えたというふうなことでございます。1時間そのもので80ミリ。ですのでこの設定がなければ、今おっしゃったような状態以上のことが起こった場合には大変な状態なんですけども。ですから私どもがこの設備をあるなしにかかわらず、そういう雨のときっていうのはどうなのかなっていうふうなことがございます。けれどもその1時間雨量の87ミリであっても、それを押しとどめることができるという力を外に付けることができるということと、実はそれ以上降っても、パネル下の所にまだ降ってない場所があるわけで。そのところに浸透させていくという。そういうことも考えられますので。私どもはそういうふうなことで、頑張った設備を考えたというふうに自負しております。以上です。

北村地区調査会長 防草浸透シートってなってるんですけど。これって87ミリ降ったときにはたまるだけで、下へ染み込むだけで、流れるっていうことはないようなシートなんですかね。

法人担当者 そうだと思いますね。設置の仕方にもよりますが。そのシートもう一つの目的は、跳ねるときに周りの農作物に泥跳ねをしちゃいけないという、そういう効果も狙っております。跳ねる場合はそれだけ和らげられるというふうなことになります。そんなようなこととして、そのシートを選んだということございます。

議長 よろしいですか。

北村地区調査会長 はい。ありがとうございます。

議長 それでは、いいですかね。最後に私もう1点。若槻の田中地区が、農水省の多面的機能のいわゆる制度というものを導入しているかどうかってのは、おわかりですか？知りませんか。農業に地域でものすごく熱心なところが、そういった制度をどんどん集落なり地域で導入してやっているんですよ。地域住民が農地を守ろうとする、いわゆる有害鳥獣守ろうとかいろいろなことに国からお金が出て。地域全体が努力してる。われわれの一つの地域としての熱量っていうのは、そういったところ

に取り組んでいるかいないかっていうのも、一つのバロメーターとして見ていくというような制度なのですが。また農政課で調べたらすぐ分かることですからね。

法人担当者 長 すみません、知らなかったです。勉強不足で申し訳ないです。分かりました。それでは一通りご質問出たようでございますので、法人さんについては以上をもって質問の時間を閉じさせていただきます。今日は本当にどうもお忙しいところありがとうございました。

法人担当者 長 どうもありがとうございました。

法人担当者 長 それではご退席お願いいたします。

法人担当者 長 どうもありがとうございました。

**【法人担当者退室】**

議長 それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第 335 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 長 それでは議案第 335 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第 37 回総会の農地法等議案の 8 ページをご覧くださいと思います。本冊になります。番号 1 番から 9 ページの 14 番までの 14 件でございます。内容は所有権移転案件が 9 件、使用貸借権案件が 3 件、賃貸借権案件が 1 件と、区分地上権案件が 1 件となります。また 1、2 ページの 1 番、9 ページの関連案件の 12、13 番は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することのできない用件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断いたしました。以上で説明を終わります。審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

議長 本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。各地区調査会長から、補足説明並びに農家創設も含め検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 3 番お願いいたします。

関地区調査会長 ナンバー 1 からナンバー 3 の 3 件です。このうちナンバー 1、ナンバー 2 につきましては、ただ今、説明がありました代表申請人が同じ案件で、ナンバー 2 につきましては議案 337 号 農地法第 5 条、ナンバー 1 と関連する案件です。ナンバー 2 につきましては、営農型太陽光発電施設を設置する、空中を限定とした区分地上権として農地転用ということになります。農家創設ということで、申請人は地域の中で農地の荒廃が進んでい

くことを非常に憂いておりまして、荒廃農地の再生に強い意欲を持って取り組むというその方法として、農家創設をして営農をするということです。今いろいろありましたけども、取り組みの姿勢は強いものがあります。ナンバー3等含めまして、北部地区調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から4番、5番お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村ですが、よろしくお願ひします。今、説明にありましておりでございますけども。4番目につきましては、20筆、4,403㎡という非常に大きいものでございますが、作物はリンゴを栽培しております。お孫さんに生前の所有権移転をしたいという物件でございます。許可条件に適合しており問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から6番から8番お願ひします。

北村地区調査会長 中部地区、北村でございます。まず6番は、去年、宅地に転用手続きをいただいたんですけども、この業者が宅地で分筆をやっていきまして、一部ほんの少し残ってしまっていて、それが宅地としては使えないんで農地のままでありますので、それを受人に寄付するという案件であります。7番は、自分の個人の農地を、自分がオーナーをしている法人に集約したいという事務処理的な案件であります。8番は、幼稚園の園児の農業体験用の農地として、園長さんが購入するということでもあります。いずれも許可条件に適合しており、問題ないというふうに判断いたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から9番についてお願ひします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願ひします。3条9番ですけども、調査会で検討した結果、下限面積等の諸条件を満たしており問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から10番から14番お願ひいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。10番につきましては、●●歳の●●さんという方が、松代以外に居住なんですけど、東条のプルーンとかアンズの産地でプルーン、アンズを作りたいということでもあります。特に問題はないと思います。それと11番につきましては、●●さんという方で、年齢が●●歳の方なんですけど、所有権移転ってことなんですけど。ビニールハウスがあります。その畑を所有権移転して、娘さんと一緒にやっていきたいという

この案件になります。それと12番、13番であります。受人が弟で土地を持ってる方がお兄さんということで、お兄さんができないということで、弟さんはこれを機に農家創設をして、水稲とか野菜とか、そんなものを作っていきたいというような案件であります。それと14番につきましては、●●さんが高齢でもう農業ができないということで、代わってやってくれる方が●●さんという方です。タマネギをやっていきたいというような内容であります。皆さん一生懸命、農業をやりたいという方です。許可条件にも適合しております。特に問題ないということで判断させていただきました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言がある方は挙手をお願いいたします。はい、鈴木委員。

鈴木委員 すみません、先ほどもこの●●の方いらっしゃってましたけれども、この別冊2。これ農家創設だからこの別冊2ですよ。別冊2の対応について確認をさせていただきたいんですが。いろいろ難しいこと書いてあって、まだ熟読していないもので、若干、的が外れていたら申し訳ないです。4ページの経営内容、3年後の目標として販売量とか販売額が出ておりますが、この辺についてのこの数字だけ見るとなかなか立派な目標額を掲げられているとは思いますが。どうなんでしょうか。調査会の中で、この辺の販売量、販売額等についての質疑等はあったのでしょうか。

議長 長 それでは北部調査会長及び事務局でご回答をお願いします。  
関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。私から法人の説明の前にお話し申し上げましたとおり、この案件につきましては、当該設備の下部の農地の営農が適切に継続するかという、非常に大きな部分がありまして、これをクリアしなければ前に進まないというようなことで。各委員からすれば、この営農計画の中の見込みと申しますか、これについては非常に、そういう意味では、ちょっと心配だなというのは確かにあったわけでございます。一度そういう中で、事務局のほうからも概要説明の中にありましたように、事前確認の中でいろいろ専門的な知識と申しますか、県のほうの資料等を踏まえて、一応、地権者の意見を通して、確認をしてると申すような説明があったところであります。以上です。

議長 鈴木委員 長 はい、鈴木委員。  
鈴木委員 何て言ったらいいんでしょうか。要は今後の営農を、今後の方向性等についてを、やや懸念されているというような受け止めをさせていただきました。それと、ちょっとこれ素人的で申

し訳ないんですが、この5番、6番ですよ。次の5ページの5番、6番のこの農業機械施設の所有状況であったり、この資金計画は、この営農をこれからやりますよということに対して、これはだから十分というような理解でいいんですかね。このくらいであれば先ほどの販売量、生産量、作付面積、販売額を達成できるというような、5番、6番が、この数字が適切なのかどうかというのはどうなんでしょうか。

議 大 前 係 長

これは事務局お願いします。

この6番の資金計画につきましては、委員からも質問が生まれて。これは1年限りのものですかというご質問だったんですけども。そうです、ということでしたので、この投資が初期投資で、もうあとは投資しなくていいという状況の説明資料ではないというふうに認識しております。以上です。

鈴 木 委 員

もうこれで終わりますけど。じゃあこの6番の●●円っていうのは、1年間の経費というようなことですかね。

大 前 係 長

そのように回答しておられました。

大 議 鈴 木 委 員

鈴木委員、よろしいですか。

いいですよ。じゃあいいですか。すいません、いいんですけども・・・。

議 鈴 木 委 員

いいというけれど納得できないということですか。

納得まで、そういうことではないんですけど。なかなか飲み込めない・・・。

議 鈴 木 委 員

理解ができないと。

理解が追いつかない。

議 鈴 木 委 員

追いつかないと。

議 鈴 木 委 員

僕はちょっと判断が難しいのかなという印象です。

他いかがですか。私も正直言って、手続き上で追われちゃって、本来のこの営農の中身についてのいわゆる証左というのがきちんとされてるかどうかというのが、非常に疑問です。これを昨日、曾根代理さんとも話したのだけでも。結構、技術的なことでこれで大丈夫かっていうような。曾根さんは野菜のプロだから。見て、本当これ大丈夫かなっていうこと、結構、指摘があったんですけどね。本当に私が冒頭、懸念したように、結果的には太陽光発電一本にしちゃうというような。名前だけ営農発電と。ちょっと懸念しているんで。じゃあ再度その裏を取るにはどうしたらいいんだと。なかなか難しいんですけどね。そういう危惧はしているということだと思いますけどね。はい、北村委員。

北村地区調査会長

会長が懸念されているとおり、現実性がなかなか落ちないということだと思います。だからこの売り上げですね。下の売

り上げ。3年後ですけどね。2,500万円台。それと太陽光ですが、3番見たら、さっきの●●さんっていう方ですかね。この方と匿名組合の出資をもらってるという記載。いうことなんで、先ほど僕、質問した、借入金ですかって言ったらそうだって言ったけども、そうじゃなくて出資でやってるということですよ。だからそうすると、それで最後のページにまた収支決算があった。全然、今、見て分かったんですけど。細かく見えますけど、成り立つということで出資をしてると。基本的には、利益は匿名組合との間で配分するんですけども、そういう契約なんでしょうけども。どのくらい残るのか。先ほどの道の駅とか、そういうところに出資が回るのかどうかとか。そういうことがなかなか難しいことだと。これはやっぱり事務局が事前に確認をして理解、OKというふうに言われてれば、非常に安心するということだと。

鈴木委員

じゃあ関連して。いいですか。

鈴木委員

はい、鈴木委員。

鈴木委員

5条のこともいいんですかね。ここでやっちゃって。これ別冊3のところですよ。このことも今、やっちゃっていいんでしょうか。

鈴木委員

関連ですからね。

鈴木委員

よろしいですか。

鈴木委員

お話ししてください。

鈴木委員

ありがとうございます。今の北村調査会長からもあったように、これもよく分からなくて。21ページに出資関心表明書っていうのが、この株式会社●●から発行されていますよね。それで、その前の19ページのところの資力及び信用を証する証明の取り扱いのこの考え方を読むと、この出資関心表明書があれば、これは資力及び信用を証するというふうなことを書いているのかなというふうに受け止めたんですね。ということは、これが今出ているということは、さっき、だから出資だから信金がどうのこうのとかって、よく僕も理解できなかったんですが。現状だと、資金は確保できているということなのかなと思ったんですよ。それ確認させていただいてもよろしいでしょうか。

鈴木委員

じゃあ事務局お願いします。

鈴木委員

通常太陽光許可申請におきましては、融資証明書とか残高証明書の添付をしていただいているところなんですけれども。事業経費が高額でそういう書面がなかなか調達できないで申請を上げるという場合に、こちらの、これは農水省の通達なんですけれども、融資について金融機関等が検討している材料とし

て、融資関心表明書とか、今回、●●さんが添付していただいた出資関心表明書、そういった書面を代わりとして添付させて、そして転用事業の確立性を担保するためってことで、20 ページの上段のほうなんですけれども。融資あるいは今回のケースでいくと出資ですね。出資が決定した後に事業に着手するという条件として許可を行うことは可能であるということで、事前に県とは確認しておりますですね。その際に文面になるのが、22 ページの一番下のところの手書きの文章のような、申請書に添付された出資関心表明書に係る出資が決定後、転用事業に着手すること、というような条件を付けての許可になってくるであろうというのが、県の見解でございました。

議 長  
鈴 木 委 員

はい、鈴木委員。

ありがとうございます。よく分かりました。ということは、この21 ページのものはある程度、この●●の出資は●●さんがされるという、現状ね。という理解でまず、これはじゃあいということですね。だから先ほどの●●代表さんが融資うんぬんで心配されているみたいなこと、なんか言ってたような気がしたんで、これはだからクリアになっているという状況だということでもいいんでしょうかね。

大 前 係 長  
議 木 委 員  
鈴 木 委 員  
議

そうです。

よろしいですか。

はい。

だから、これは条件に当てはまっているということですよ。他いかがですか。手続き上は今のところ瑕疵なしということなので。要はここに書いたとおり、営農が果たしてこんなうまくいくだろうかということで、委員さんたちはやっぱり手を挙げにくいんじゃないかなというふうに思うんですけど。これは、でも当然申請者さんが責任を持ってやってくれるというのが前提で、われわれとしては性善説で行かないと前へ進んでいかないというふうに思いますので。そのところも含めて、もしこの案件について取り扱いで皆さんのほうからご意見があれば、手を挙げていただきたいのですが。

余分ですけど、これはまた県に行くんですよ。県のほうに。県でまた審議されますので。一応、長野市農業委員会が許可相当ということで上へ上げますんで。またこれはあらためて県のほうで本当に大丈夫かというチェックは、関門はあります。

鈴 木 委 員  
議 木 委 員  
鈴 木 委 員

じゃあごめんなさい、度々ですいません。

はい。

何度も本当に申し訳ございません。先ほど北村東部調査会長も言われていました9、10も含めて、この辺の治水対策という

か治山対策というか、この辺の問題は、いろいろ書かれていますけれども、おおむね大丈夫だという捉え方でよろしいのでしょうかね。

大 前 係 長 そのとおりでございます。こちらの9ページ、10ページの雨水調整、抑制施設につきましては、当初の申請書審査の段階においては、全くこういった防災のための浸透設備とか貯水池とか、そういった設備の設置の計画をない状態で持ってこられました。われわれとしても県と協議しながら、近くに川が流れております。別冊3の2ページの図面見ていただくと、設置予定箇所のおすぐ南側に土京川という川が流れてるといったところで、これがやがて田子川、そして浅川に合流して下流に流れていきますので、治水対策はどうですかということ、河川課あるいは県の地方事務所にも、建築事務所にも確認していただいて、対応が必要だったら対応を検討してくださいということで、そしてこの計画を立てられたという、そんな経緯がございます。これについては、県のほうでもこちらの明渠浸透設備についての資料も事前に見ておりますので、問題はなかろうという判断を内々にはしておるということでございます。以上です。

議 長 鈴木委員、よろしいですか。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。

議 長 それではよろしいですかね。あと、これを含めて他の議案につきましても特にありませんか。いずれにしても、事務局もこの●●については県とのキャッチボールも結構してくれていますので、ある程度そちらのほうの事前の体制は整えているということでございますので。一応きょうここで皆さんがたにお諮りして、結論を出して次の一步に進めていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。それではこれ以上ご意見が出ませんので、採決に入ります。議案第335号について、許可相当することに賛成の方の挙手を求めます。

**【挙手多数】**

議 長 賛成多数により、335号について許可することに決しました。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第336号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第336号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。番号1番から3番までの3件でございます。1番は駐車場を設置する転用案件で、施設の面積は48.0㎡でございます。2



番は農業用倉庫、農機具置き場及び駐車場を設置する転用案件で、施設面積は119.54㎡でございます。3番は農業用倉庫及び車庫を設置する転用案件で、施設面積が54.85㎡です。なおこの3件につきましては、備考欄に農振除外と記載のとおり、令和5年1月11日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお先月は農地法第4条の案件はございませんでした。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それではこの案件について、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番についてお願いします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1の1件については、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から2番についてお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会の村田です。2番ですが、1月に農振除外も済んでおりまして、調査会で検討した結果、許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から3番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。3番につきましては、今までの物置では狭くなったということで、農具とか作業場、集積スペース、あと軽トラックとかそういう運搬車の関係で、倉庫と車庫が必要になったということでの今回の案件であります。調査会で検討した結果、許可条件にも適合して、特に問題はないということで判断させていただきました。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんね。

【質疑なし】

議 長 　それでは採決に入ります。議案第336号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認いたしました。よって議案336号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 337 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第 337 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。13 ページをご覧いただきたいと思えます。番号 1 番から 20 ページの 12 番までの 12 件でございます。1 番は営農型太陽光発電施設を設置する一時転用案件で、許可の日から 10 年間としております。また 3 条の 2 番と関連案件でございます。16 ページをご覧いただきたいと思えます。2 番は歯科医院を建築する転用案件です。3 番は資材置場を設置する転用案件です。4 番は駐車場及び物置を設置する転用案件です。5 番は農家分家住宅を建築する転用案件です。6 番は造園資材置場を設置する転用案件です。7 番は農家分家住宅を建築する転用案件です。8 番は丸太運搬のための仮土場及び駐車場を設置する一時転用案件で、令和 5 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までとしております。9 番、10 番及び 11 番は駐車場を設置する転用案件で、10 番、11 番は関連案件です。12 番は自己用住宅を建築する転用案件です。

2 番、5 番、7 番及び 12 番は備考欄に開発許可の記載がございますとおり、市街化調整区域において住宅造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用によって、他法令による許可等が見込みがない場合は、農地転用を許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みであるものでございます。また 2 番、10 番、11 番は備考欄に農振除外と記載のとおり、令和 5 年 1 月 11 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。なお 1 番、10 番及び 11 番につきましては、備考欄に機構意見と記載がありますとおり、1 番は営農型太陽光発電施設の設置、10 番、11 番は転用面積が 30 アールを超えるものでありますため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえ、長野県で許可・不許可の判定を行うものになります。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお先月の総会で許可すべきものとして決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 9 件の案件につきましては、本日までに 7 件が許可済みとなっております。開発許可の必要な案件及び常設審議委員会の案件がまだ許可が届いてお

りませんが、特段の指摘がないことから、近々、許可の見込みとなるところでございます。以上、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番及び2番についてお願いします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1、ナンバー2の2件について。ナンバー2につきましては、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。ナンバー1につきましては、農地に支柱を建てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する、農地一時転用許可の案件であります。先ほどより申請者の営農計画に基づいた説明、また各委員からご質問等してご審議をいただいているところでございます。その中で、1点だけ事務局に確認したいのをお聞きしてから、続いて説明したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。というのは、資金を調達する手段として出資関心表明書が添付されているわけですが、この調査会のときに事務局から指示されておりました。これにつきましては、数字が●●というふうに出ているんですが、これは資力というふうに判断してよいのでしょうか。事務局のほうへ確認をしたいと思っております。

議 大 前 係 長 　事務局、答弁お願いします。

議 大 前 係 長 　出資関心表明書の取り扱いについては、先ほどのご質問の回答のとおりでございまして。こちらが実際の出資が行われた場合に限って事業着手を認めるというものですので、それで資力の確認をしておるところでございます。以上です。

関 地区調査会長 　ありがとうございました。今、説明ありましたように、申請処理は資金計画に基づいて事業をすることが義務付けられているわけございまして、資力及び信用があるというようなことが、知事等が判断できる書面を添付ということだと義務付けられているわけでございますけれども。この出資関心表明書につきましては、当該事業への関心があるということで、融資計画の実施について表明されたというようなものになるわけございまして、融資が確約されたということではないので、融資が決定した後に事業を決定すると。事業の設定等に着手するということを転用許可の条件ということで、それを付していくこと。それから、今まで農業委員会のほうで、いろいろ添付資料等の中で審議をして説明をいただいているわけですが、関係法令、通知等に対して、申請書、添付資料のデータ

等から許可要件を満たすことが報告があったところでございますので、調査会では先ほどの条件を付したということで、許可相当と判断をするというふうに一応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは続きまして西部地区調査会長、3番、4番お願いします。

岡村地区調査会長 3番目につきましては、資材置場の設置のための転用案件でございます。また4番につきましては、駐車場、物置を設置するための転用案件でございます。両方とも許可条件に適合しており問題ないと判断させていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして中部地区調査会長、5番、6番について申し上げます。

北村地区調査会長 5番は農家分家住宅なんですけども、周辺農地の営農条件に支障がないと判断いたしまして、許可相当としました。6番は造園資材置場用地なんですけども、周辺が雑種地と宅地ということで、営農条件に支障がないということで許可相当といたしました。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長、7番お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。7番も農家分家住宅の建築です。周りの農地に影響がないと判断しました。以上です。

議 長 では最後に東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。8番であります、長野市の森林づくり活用事業のための丸太の仮集積場にするという案件であります。9番につきましては、事業拡大で新たなレッカー車を増設するというので、ここの会社の駐車場に隣接する農地を借りたいと、所有権移転ということです。それと10番、11番あります、これは●●さんということで、前回は継続審議ということであったんですが、一応今回、令和4年4月の23、25、26日に三場所の説明会があつて、周辺の農地の地権者について説明会をして、同意が得られたということであります。今回は駐車場ということであります。それで、これ以降に今度、新しい会社を建てるといふことにつきましては、次期の人たちにいろいろ説明をしっかりと継続で審議をお願いしますということで、お願いをしておきました。12番になりますが、これは父と子でありまして、子どもの住宅を造るといふこと案件であります。調査会で検討した結果、許可条件にも適合しておりまして、特に問題はないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。農地法第5条の9件でございます

けども、北部調査会長から、このうちの1番目の営農型発電の関係でございますけども、条件付きで許可相当にしたかどうかということでございます。一つは、資金の裏付けがきちっと取れた段階での着工ということですね。それを大前提に。あと先ほども意見出たんですけども。じゃあ取りあえずそれで、条件付きでもって賛否の確認を取っていきたいというふうに思っておりますけど、よろしいですかね。じゃあ第5条案件の第1項については条件付き、それ以外につきましてはこの内容で、許可相当にすることに賛成の方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議

長 それでは賛成多数ということで、第5条のこの件につきましては許可相当という形で決定いたしました。後ほどまた条件については、事務局含めて案文の整理をした上で、県の機構のほうに上げるという手続きをしていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

すいません、進行のほうばたばたしてしまして。続きまして議案第338号 農振除外等に関わる意見聴取についてを議題といたします。今回は編入案件2件、農振除外案件5件、軽微変更案件が3件、計10件出ております。本来であればそれぞれ個別に質疑応答をしていきたいんですけども、時間の関係もありますので、説明の農政課さん、すいません。かいつまんでご提案をお願いします。

農 業 政 策 課  
豊 田

ありがとうございます。農業政策課、豊田と申します。よろしく願いいたします。議案第338号 農振除外等に係る意見聴取についてご説明をさせていただきます。資料につきましては右上に別冊1と書いてあります、第37回農業委員会総会議案になりますので、よろしく願いいたします。まず資料の1ページから2ページに除外案件受付表がございますのでご覧ください。今回の農業振興地域計画の変更は、編入2件、除外5件、軽微変更が3件になります。

まず編入についてですけれども、資料3ページをご覧ください。まず編入番号の1になります。土地所有者、長野市篠ノ井東福寺●●、●●さん。申出地は篠ノ井東福寺●●になりまして、編入面積が85㎡。地目は田で、現状の使用実態に合わせるために申し出されたものでございます。4ページに申出地位置図がありますのでご覧ください。

続きまして5ページ、編入番号2になります。土地所有者は長野市中条住良木●●、●●さん、●●さん。申出地は中条住良木●●で、編入面積が2,483㎡になります。地目は畑で、農業に係る補助制度の対象地にするため申し出されたものでご

ざいます。6ページには申出地位置図がございますのでご覧ください。編入2件につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、次に除外案件になります。同資料の7ページ、除外番号1からよろしくお願いいたします。事業計画者、有限会社●●は、●●さん外1名所有の土地におきまして、資材置場、駐車場を拡張するために申し出るものでございます。除外申出地は松代町豊栄字村西●●、外3筆で地目は田。除外面積は4筆合計で1,508㎡になります。土地改良事業はございません。農地法につきましてですけれども、1種農地ですが、既存の拡張により転用見込みがあり。開発許可につきましては建築物がないため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしているということです。

続きまして下記の内容説明読ませさせていただきます。事業計画者は主に自動車リサイクル業、解体業及び自動車、自動車部品の輸出をしております。現在、事業用自動車の保管場所としまして130台分、運搬車両の駐車場を6台分確保していますが、年々取引量が増加しているため、既存敷地だけでは全車両を保管する十分な面積が確保できなくなったことから、申出地におきまして資材置場（自動車70台分）と、駐車場（運搬車両4台、コンテナ2台）を拡張し利用したいものでございます。6ページには位置図、9ページには配置図があります。申出地は既存の利用敷地に接する①、②につきまして、敷地拡張を計画しているものです。10ページには現状写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして11ページ、除外番号2になります。事業計画者の●●さんは●●さん所有の申出地におきまして、既に住宅敷地として農地以外に利用していることから、追認案件となります。除外申出地は松代町大室字村北●●で地目は畑、除外面積は30㎡、土地改良区はございません。農地法は1種農地になりますが、既存の拡張により転用見込みがあり。開発許可は新設の建物がないため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続きまして内容説明です。事業計画者は、申出地に隣接する松代町大室●●におきまして、昭和54年に住宅を建築しましたが、その後、自宅敷地外周にブロック塀の設置を計画した際に、土地所有者の●●さんの同意を得まして、一部、越境する形で自宅と平行になるようにブロック塀を設置し、住宅地として利用していました。申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったことから、越境部分につきまして分筆を整えま

して、あらためて申し出するものでございます。12 ページに位置図、13 ページには平面図があります。事業計画者自宅の、左上の点線で囲った三角形の部分が申出地になります。14 ページには現状写真を添付してありますので、参考にご覧ください。

続きまして 15 ページ、除外番号 3 になります。事業計画者及び土地所有者の●●さんは、申出地におきまして既に住宅敷地として農地以外に利用していることから、追認案件となります。除外申出地は風間字宮河原●●、地目は田、除外面積は 214 m<sup>2</sup>。長野平、善光寺平土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては 2 種農地になりますが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は新設建物がないため許可不要となっております。除外 5 要件につきましては全て満たしている状況です。続いて内容説明です。事業計画者につきましては、申出地北側隣接地におきまして平成 6 年に自宅を建築しました。自家用駐車スペース、庭敷地がないことから、申出地に駐車場及び庭を整備し住宅敷地として利用していたものです。申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったことから、分筆を整えまして、今回あらためて申し出するものです。16 ページに位置図、17 ページは平面図で、点線で囲った部分が申出地になります。18 ページには現状写真を添付してありますので、参考にご覧ください。

続きまして 19 ページ、除外番号 4 になります。事業計画者は●●さんと長野市になります。事業計画につきましては、長沼支所、交流センター、水防センターを建設するため申し出するものでございます。除外申出地は穂保字城跡●●、外 17 筆、地目は畑。除外面積は合計で 6,843 m<sup>2</sup>になります。長野平土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては 3 種農地で、原則許可のため見込みあり。開発許可は国、市の事業計画のため許可不要となります。

続きまして下記、内容説明です。千曲川の洪水等発生時におきます緊急復旧活動の拠点としまして、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が、河川管理施設として長沼地区河川防災ステーションの整備を進めています。これに伴いまして、令和元年東日本台風によりまして被災しました長沼支所と交流センターの復旧箇所につきまして、地元区と協議を重ね、市の水防活動の拠点としまして長沼河川防災ステーション上に長沼支所、交流センター、水防センターを建設し、複合施設として利用するため申し出するものです。20 ページ、21 ページに位置図、既存長沼支所敷地の南側に位置します。22 ページは長沼

地区河川防災ステーション施設概要を付けております。白黒で見づらいんですけど、申し訳ございません。完成予想イメージ図の下側が千曲川になりまして、左側から資材備蓄エリア、ヘリポート等を挟みまして、土砂備蓄エリア。右側が複合施設エリアの大きく三つのエリアが併設され、長沼地区河川防災ステーション施設となる計画になっております。その中で複合施設エリアでの計画が今回の除外申出地になります。23 ページには配置図、24 ページには施設内の平面図、また 25 ページには申出地の範囲写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして 26 ページ、除外番号 5 になります。事業計画者及び土地所有者の●●さんは、申出地におきまして既に住宅敷地として農地以外に利用していることから追認案件となります。除外申出地は篠ノ井小松原字東田●●、外 1 筆、地目は田、除外面積は合計 77 m<sup>2</sup>。上中堰土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては 1 種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は新設の建物がないため許可不要となっております。除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続きまして内容説明です。事業計画者は、申出地隣地におきまして昭和 40 年に自宅を建設した際、自宅南側に庭及び自家用車スペースとして整備し、利用をしていたものです。昭和 63 年には、自宅西側に生活用品等収納のために物置を設置し利用しています。申出地は農用地区域の変更が必要という認識がなかったことから、分筆を整えまして、今回あらためて申し出るものです。27 ページに位置図、28 ページは配置図で、点線で囲った部分が申出地になります。29 ページには①、②につきましてそれぞれ現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。除外 5 件につきましては以上になります。

続きまして、軽微変更 3 件について説明させていただきます。まず 30 ページ、軽微変更番号 1 です。事業計画者及び土地所有者の●●さんは、農業用倉庫を建設し農業用資材置場等として既に利用しているため、追認案件となります。申出地は大岡乙●●、地目は田です。軽微変更面積は 2,480 m<sup>2</sup>のうちの 25.03 m<sup>2</sup>。土地改良区はございません。農地法につきましては、農用地区域内農地における農業用施設のため転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。追認案件のため、各説明等は省略させていただきます。31 ページにつきましては位置図、32 ページに配置図、平面図、立面図、33 ページには倉庫内の利用配置図、34 ページには面積、求積図、35 ページに現況写真を添付しておりますので、参考として



ご覧ください。

次に 36 ページ、軽微変更番号 2 になります。事業計画者及び土地所有者の●●さんは、農業用倉庫を建設し農業用資材置場等として既に利用しているため、追認案件となります。申出地は大岡中牧字板ノ大田●●、地目は畑です。軽微変更面積は 457 m<sup>2</sup>のうちの 184.09 m<sup>2</sup>。土地改良区はございません。農地法につきましても、農用地区域内農地における農業施設のため転用見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっております。こちらにつきましても追認案件のため、下記内容説明等、省略させていただきます。37 ページには位置図、38 ページに配置図及び倉庫内の利用配置図、39 ページには立面図を添付しておりますので、参考としてご覧ください。

最後になりますが、40 ページ軽微変更番号 3 になります。事業計画者の●●さんは●●さん所有の農地に農業用倉庫を建設し、農業用資材置場として利用するため申し出たものです。申出地は川中島町今井字庄柄●●、地目は畑。軽微変更面積は 114 m<sup>2</sup>のうち 43.79 m<sup>2</sup>。上中堰土地改良区の受益地になります。農地法につきましても、3 種農地で原則許可のため転用見込みあり。開発許可は 60 条証明により許可不要となっております。続きまして、内容説明です。事業計画者は川中島町今井地区でジャガイモとタマネギ栽培を 1,800 m<sup>2</sup>ほど行っています。自宅敷地にある既存倉庫では家庭用品と農業用資材等を混合して保管しており手狭であることから、申出地に農業用倉庫を建設し、耕運機 1 台、肥料、農薬等の資材及び収穫物の保管などに利用するため、申し出たものでございます。41 ページには位置図、42 ページに配置図及び倉庫内の利用配置図、43 ページには立面図、44 ページには現況写真を添付しておりますので参考としてご覧ください。農振除外及び軽微変更につきましてもは以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。編入案件が 2 件、農振除外が 5 件、軽微変更が 3 件でございます。それでは各地区調査会長、それぞれの案件について結論だけお願いしたいんですけども。北部地区調査会長。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。2 件とも許可でよいというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 では、続きまして西部地区調査会長。  
岡村地区調査会長 ご覧のように許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきます。以上でございます。

議 長 それでは続きまして、中部地区調査会長。  
北村地区調査会長 軽微変更 3 番ですけども、問題ないというふうに判断いたし

- ました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長。  
村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。農振編入1番、それから軽微変更の1番、2番、農振除外5番、いずれも問題ないというふうに判断しました。以上です。
- 議 長 それでは最後に、東部地区調査会長。  
北村地区調査会長 東部地区の北村です。農振除外ナンバー1とナンバー2ですが、ナンバー1につきましては、オイル漏れがないようにということをお会社に言付けをお願いするよういたしました。2件とも除外要件を満たしていることから、特に問題ないということで判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、ただ今、地区調査会長の報告を受けましたけれども、事務局説明含めて皆さんのほうからご質問ございますか。ご意見等ございましたら。ありませんかね。
- 議 長 【質疑なし】  
それでは採決に入ります。ただ今の農振除外等に関する案件につきまして、許可相当と思われる委員の皆さまがたは挙手をお願いいたします。
- 議 長 【全員挙手】  
全員の確認ができました。よってこの案件につきましては意見書を長野市長に提出いたします。  
続きまして議案第339号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を簡単にお願ひします。
- 熊井主幹 議案第339号 非農地決定についてご説明を申し上げます。21ページをご覧ください。番号1番から36ページの368番まででございます。36ページに面積の集計を載せてございます。山林、原野、合計で368筆、140,001.02㎡でございます。多くは本年11月に対象者に調査結果と非農地通知申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。各調査会で事前検討していただいたと思います。ご質問ございますかね。よろしいですか。
- 議 長 【質疑なし】  
それでは採決に入ります。議案第339号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】  
ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって、議案第339号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告第 142 号、143 号、144 号、それぞれの議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

熊 井 主 幹

報告第 142 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。37 ページをご覧いただきたいと思います。番号 70 番から 38 ページの 74 番までの 5 件でございます。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして報告第 143 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。39 ページをご覧いただきたいと思います。番号 166 番から 41 ページ 176 番までの 11 件でございます。同じく市街化区域内の届け出で、書類等に問題がなく事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 144 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出につきましてご報告申し上げます。43 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番及び 2 番の 2 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告を申し上げます。以上、報告案件 3 件につきましてご説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

議

長 ただ今、報告第 142 号、143 号、144 号、3 件の報告事項をいただきました。皆さんのほうからご質問ございますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議

長 報告事項でございますので、ご了解をいただきたいと思えます。以上で農地法関係につきましては終了いたしまして、これからその他農業委員会業務に関わる事項について審議を行います。議案第 340 号 令和 4 年度農業委員会事業報告についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊 井 主 幹

議案第 340 号 令和 4 年度農業委員会事業報告についてご説明を申し上げます。資料につきましては資料 1-1、1-2 及び 1-3 になります。通常ですと、3 月の年度末をもちまして 1 年間の事業実績をまとめまして、皆さまにお知らせするところでございますが、委員の皆さまの改選がございますので、活動の区切りといたしまして、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 10 カ月間の事業報告となっております。資料につきましては、農業委員会の事業報告及び活動の実績をまとめたもの

でございます。なお詳細につきましては各地区調査会におきまして説明を申し上げておりますので、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。じゃあ議案第 340 号 令和 4 年度農業委員会事業報告について。これは私たちが 1 月末までの活動をまとめた内容ですので、一応私ども確認した上で次期に引き継ぎたいというふうに思います。この内容にご質問ございますか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。この議案第 340 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第 340 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 341 号 農地等利用の最適化の推進に関する指針の一部見直しについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 341 号 農地等利用の最適化の推進に関する指針の一部見直しについてご説明を申し上げます。資料につきましては、資料 2 番をご覧くださいと思います。当指針につきましては、農地利用最適化を進める上での三つの柱の目標を新たに定め、昨年 1 月の総会におきまして議決をいただくと共に、今年度から指針に基づきまして、目標の達成に向け農地利用最適化を推進しているところでございます。今回、一部見直しを行いますのは、年度当初に地区調査会におきましてご説明に伺いました、農林水産省、経済局長から示された高い目標のガイドラインを市の指針に位置付け、明確にするように県を通じて国から指示があったことから、それぞれ一部事項を追加する見直しを行うものでございます。なお詳細につきましては各地区調査会におきまして説明をしておりますので、省略させていただきます。以上、説明を終わります。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。この案件につきましてご意見のある委員、おられますか。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは確認をいたします。採決に入ります。議案第 341 号を原案のとおり決定するのに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できました。よって議案第 341 号を原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 342 号 農地流動化協力員の役割と活動内容等についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。議案第 342 号 農地流動化協力員の役割と活動内容等についてということで、協力員の役割と活動内容についてですが、役員会と各地区調査会で説明させていただきました。こちら総会では、長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正についての内容となります。各地区でご説明させていただきましたとおり、地域計画が農業委員会の業務に新たに加わるということで、協力員もご協力いただくため、新たに業務とその報酬について加えさせていただきました。資料 3-2 で、設置基準の改正案のところ、5 条の報酬金の中に (2) として新たに加えさせていただきました。また資料 3-3 がその新旧対照表になります。令和 5 年 3 月 1 日より新しい設置基準で運用していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局から農地流動化協力員の役割と活動内容等についての提案ございました。いずれにいたしましても、内容はさらに補強された内容で、来年度の活動に沿った規則等にしてあるということをご確認いただけるかと思ひます。これについてご意見ございますか。はい、塚田委員。

塚 田 委 員 西部地区調査会、塚田でございます。この協力員さんのことに関して、この内容を見させてもらったのですけれども、新しく加わったということで、地域計画への協力ということで 1 回につき 1,000 円、それから 1 日当たり 3 時間を超える場合は 3,000 円を支給しますと。これが新しく加わったということだと思ひますけれども、ちょっと大ざっぱなので。例えば 1 回につき 1,000 円ということで、例えば 3 時間とありますけれども、会議等で 2 時間だった場合はどうなのかとか。2 時間としますと、2 時間で 1,000 円っていうことは時給に換算しますと 500 円。最低賃金の半分ぐらいということは、私はおかしいんじゃないかなと思ひます。その辺のところはどう解釈したらいいのかということ。それからこの予算というのは、冒頭で配られました来年度の、予算の案というような形のものの中の、農地利用最適化活動事業という、この中から支給されるということなんでしょうかね。

議 長 以上で良いですか。

塚田委員 はい、以上です。

議 長 事務局、答弁願います。

松橋事務局長補佐 まず1日当たり3時間超える調査、会議の場合は、1回当たり3,000円という部分なんですけども。これは現在、農地パトロールで3時間超える場合、3,000円を支給している部分を流用させていただいております。ただ今回、地域計画の場合は、3時間までかからなくて1回で終わってしまう。意向確認や会議等で1回で終わるケースっていうのはかなりあるかと思えますので。その辺を鑑みまして、1回でも地域計画等の業務をお受けになった場合は、報酬金を出しますよっていうことで、今回1,000円という形にさせていただいております。

塚田委員 1回につき1,000円。1日当たり3時間を超える場合っていうのは、ここの明記があるで。2時間の場合はどうなのかということ、どうなのでしょう。

松橋事務局長補佐 どうしても予算的に、時間給で出していくことはなかなか難しい状況です。農地パトロールも時間給で支出しておりません。ただ、今回の場合は3時間を超えないケースも考えられますので、1回出ていただいた場合でもお支払いする形にさせていただきましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

塚田委員 分かりました。そうしますと、会議を主催するのは農業委員会が主催する。例えばこれ各地区で、今後こういう地域計画のものを作成するんで会議をするときには、地区の農業委員が、責任を持ってその辺の管理をするということによろしいんですかね。

松橋事務局長補佐 報酬の関係ですか。

塚田委員 そうです。それは協力員さんの自己申告ということでこれが決定するのか。その辺のところっていうのは、農業委員が19期の場合は、これに関してはきちっと把握をして報告をするという形になるのか。そういうことなんですか。

松橋事務局長補佐 農業委員さん通してという形にはなってしまうと思うんですけども。協力員研修会もありますので、そこの中でもしっかり説明をさせていただき、協力員から報告がありましたら、こちらの事務局のほうへ農業委員さん通してご提出いただくような形でお願いできればと思っています。

塚田委員 実は地区では、新しくなる委員との一応引き継ぎというような形のものを、私のほうではさせていただいて。支所長はじめ関係者も合わせて、地域ならではの課題であるとか、そういったことを全て引き継ぎという形のことをしたんですけれども。この協力員さんのことに関しては、任期も3月までということ

であったり、それからまだ待遇の部分で確定してないということもあったので、このことに関しては次期の委員のほうでお願いしますねということで、全て丸投げでお願いして引き継ぎを全て終わったわけですが。その辺のところを、新しい委員にはきちっとしていただくということと、あと協力員さんにもその辺のところはきちっとお話をして、それで納得していただける方になっていただくというような形でないと、会議ばっかいっぱいあって嫌だわってというようなことにならないように、ぜひお願いしたい。例えばここにもう明記されてるような、燃料代が1日2キロ以上で支給しますとかですね。それは分かるんですが。じゃあ20キロ走った場合どうなのかとか。その辺のところの細かい内容っていうのは、きちっと説明をしてもらったほうがありがたいと思います。私はもうちょっとしっかりとした金額で表記されるのかなと。浜松市のように月額1万円っていうような、そこまでは期待しませんが。年額例えば1万円であるとか。131名おりますので掛ける1万円ってことになれば、131万円。そのぐらいの予算はこの中から出して問題ないんじゃないかなと私は思っております。その辺のところはきちっと説明を次期の委員のほうに、また協力員さんのほうにもお話をしっかりとさせていただいて、協力員さんのほうは決めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

松橋事務局長補佐  
塚田委員  
松橋事務局長補佐

分かりました。

以上です。

先ほどの費用名称の関係なんですけども、これに関しましては農地パトロールの、現在、支給の方法で同じようなこと明記させていただいております。実を言いますと地域計画に関しましては、国のほうから具体的な話もまだ来てない部分もありますし、長野市としても方針がまだ固まってない部分がありますので。一応、想定できる範囲内で会議や打ち合わせとか、あと意向調査ということも考えられますので、想定できる範囲で考えて今回、報酬金という形で設置基準を出させていただきましたので。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。また塚田委員さんからもお話ありましたので、今後研修会等もありますので、そこでしっかりご説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議

長 あと財源はどっから出るという、それについてもし分かったら。A3の資料の43番か44番でしょ。その中、書いているんですよ。

塚田委員

ここから出るのかな、なんて思ったんですけども。

議 長 それはもし事務局で、分かっているんだったら教えてください。

松橋事務局長補佐 分かりました。一番下の 44 番ですね。農地利用最適化活動になります。

議 塚 田 委 員 長 財源を賄うということですね。塚田委員よろしいですか。はい。

議 長 分かりました。農地流動化協力員の件で、他の方ご意見ございますか。いずれにしても、もう少し具体的にこれはやってみて、どうしても不都合が出れば、またそこでいったん見直す等のご意見も出ると思います。そこで対応したいと思えますけども。いったんは私どもの委員会の期の責任において、この見直し案について賛成いただける方、挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員の方、賛成いただきましたので、この議案第 341 号につきましては原案のとおりといたします。ありがとうございます。

すいません、進行のほうのごたごたしてしまして。時間がけつにだいぶ火が付いてきたんですけども。その他どうしてもここで言うておきたいというご意見ございますかね。そうでなければまた会場、別の所で言うてください。できればよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。おかげさまで 37 回目の総会も本日、無事、議事進行を終わらせていただきました。3 年間ご協力いただきましてありがとうございます。以上で議事進行、終わります。

曾根会長代理 どうもありがとうございます。では連絡事項を事務局から願ひします。

曾根係長 事務局の曾根です。次第の裏の 3、今後の会議等日程一覧をご覧ください。第 19 期の日程になりますが、1 番から 4 番までの委員任命式、市議会議場での自己紹介、第 1 回総会、推進員委嘱式及び地区調査会は 3 月 2 日に開催します。また研修会を 3 月 3 日、第 1 回役員会を 3 月 14 日、第 2 回総会を 3 月 29 日に開催します。以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。では以上で第 37 回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。